

2002年3月11日(月)

中央環境審議会

自然環境・野生生物合同部会事務局 御中

ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

代表 立川 涼

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-29-5

大塚ダイカンプラザ1階

電話 03-5907-1411

Fax 03-5907-1412

## 「新国家戦略中間とりまとめ案」へのコメント

### ● 戦略案 P.7 第3の危機として考えられる化学物質による生態系への影響

生態系保全を考える上で、化学物質による影響を「第3の危機」として取り上げられていることは大変評価されます。

環境基本法第3条には、「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」とされ、生態系の維持こそが人類の存続の基盤であることが明記されています。さらに、同法第14条では、「生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られること」を施策の指針として定めています。

ところが近年、内分泌攪乱作用を有する人工化学物質、いわゆる環境ホルモンにより、野生生物の種の存続が脅かされているという報告が数多く出されています。つまり、人類存続の基盤である生態系の維持が、人工化学物質によって脅威にさらされているわけです。

したがって、生態系を保全していくためには、化学物質による生態毒性や内分泌攪乱性の考え方を取り入れた持続可能な化学物質政策が重要です。中間とりまとめ案でも指摘されている通り、化学物質による生態系影響はまだ未解明なものが多いのが現状です。だからこそ、国は、その解明のための調査研究を一層推進するとともに、生態毒性を

チェックし有害のおそれのある化学物質の製造・使用を制限するとともに、総体としての化学物質のリスク低減策を講じる必要があると考えます。

### ● 戦略案 p.178 第2章1節3の(2) 化学物質対策について

化学物質対策を考える上で、「従来からのヒトの健康の保護の視点に加えて、様々な化学物質による生態系に対する影響の適切な評価と管理を視野に入れる」ことは意義深く、高く評価します。この姿勢を具現化するためには、以下のような取組みを推進することを提案します。

#### 化学物質の影響に関する調査・研究の実施とその体制の強化

化学物質が生態系にどのような影響を与えているかについては、まだ十分な研究がなされておらず、明らかになっていないことが多くあります。特に、両性類や鳥類の研究はほとんどありません。全国的に減少が報告されているカエルや、食物連鎖の頂点にある猛禽類、水生生物を常食とする鳥類について、早急に調査・研究体制を強化し、早期対策がとれるような制度を確立する必要があります。

生態系への影響は広範囲にわたるので、調査・研究に際しては、生態系の研究者のみならず医者や、生態系保全に関わるNGOなども連携することが望まれます。同時に積極的な情報公開を行い、市民参加が保障されることも不可欠です。

#### 化学物質規制における生態系保全の枠組みの導入

生態系保全のために、次のような規制が必要です。

##### 1. 環境基準の設定

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する」ための環境基準に加えて、「生態系保全に関わる基準」を設定すること。

##### 2. 排出規制の実施

上記生態系保全の環境基準に基づき、水・大気・土壌への各排出規制を見直すこと。

##### 3. 入り口規制

生態系保全を考慮して、農薬取締法や化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律を見直すこと。特に、中間とりまとめに記載されているように、農薬の登録にあたって生態影響評価を行うことは必須です。

##### 4. 内分泌攪乱作用の試験の導入

内分泌攪乱作用をチェックするシステムを導入すること。農取法や化審法の審査の際に、内分泌攪乱作用のチェックのための試験を導入する必要があります。

## 化学物質によるリスク削減対策

先に述べたように、化学物質の生態系への毒性にはわからないことが多いので、総体としての化学物質のリスク低減に積極的に取り組むことが、生態系を保全していく上では重要となると考えます。

### 1. 予防原則の確立

生態系保全のために、予防原則を確立すること。今後、PRTR制度を通してリスクの高いと判断される物質については、速やかに対策を講じること。

### 2. 内分泌攪乱作用が判明した物質への対策

ノニルフェノールのように、すでに内分泌攪乱作用が明らかになった物質については、速やかに対策を講じること。

### 3. 製造者の責任の拡大

製造者に対して、既存化学物質に対する毒性試験の実施を求めたり、有害廃棄物の回収・適正処理を求めるなど、製造者の責任を強化すること。

### 4. 表示制度の整備

生態系への悪影響がある化学物質については、最終消費者までその事実がわかるように、MSDSの義務付けや表示制度の整備に取り組むこと。